

「指定訪問看護」

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本市指定 第 4360190021 号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆目次◆◆

1. 概要	1
2. 事業の目的と運営	1
3. 事業実施地域及び営業時間	1
4. 職員の人員配置	2
5. 事業の内容	2
6. サービスの内容	2
7. サービスの内容等に関する相談窓口	3
8. サービスの利用にあたっての留意事項	3
9. 個人情報保護、守秘義務	3
10. 事故発生時の損害賠償	4
11. 契約解除の条件	4
12. 利用料金	4
13. ※様式 6 号 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	
14. 料金表	

2024 年 6 月 1 日

1. 概要

(1) 事業者の名称等

- ・名称 : 社会医療法人 寿量会
- ・代表者氏名 : 理事長 米満 弘一郎
- ・所在地 : 熊本市北区山室 6 丁目 8 番 1 号
- ・電話番号 : 096-345-8111 (代)

(2) 事業所の概要等

- ・名称 : 訪問看護ステーション清雅苑
- ・管理者 : 松尾 博子 (看護師)
- ・所在地 : 熊本市北区山室 6 丁目 8 番 1 号
- ・電話番号 : 096-345-8112 (代) 内線 7307
- ・FAX番号 : 096-345-8188
- ・事業所番号 : 4360190021 号

2. 事業の目的と運営

(1) 事業の目的

介護保険での要介護状態にある方を対象として、能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供します。

(2) 運営の方針

- 一、介護保険法の要介護者の認定を受けた方で、医師が必要と認められた方を対象とします。
- 二、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- 三、事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。
- 四、事業の実施にあたっては、正当な理由なく訪問看護の提供を拒むことはありません。

3. 事業実施地域及び営業時間

- ・通常の実施地域 : 通常の実施地域は原則として熊本市及び熊本市周辺の市町村
- ・営業日 : 月曜日～土曜日
日曜、祝日、12月30日より1月3日まで休み
緊急を要す方は上記の限りではありません。
- ・営業時間 : 月曜日～金曜日 午前8時30分より午後5時まで
土曜日 午前8時30分より正午まで

4. 職員の人員配置

訪問看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤 (専任)	常勤 (兼務)	非常勤	業務の内容
1. 保健師		1		心身の状況に応じ看護及び保健衛生、日常生活の介護、相談・指導に従事する。総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分 30 以上を配置
2. 看護師	3		6	
3. 理学療法士 作業療法士	3	3	1	機能訓練に従事する。介護の指導、福祉用具、住宅改修のアドバイスに従事する。総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分 30 以上を配置
4. 事務員		1		施設の運営管理に係る庶務及び経理事務、施設管理等に従事する

(2024 年 6 月 1 日現在)

5. 事業の内容

- 一、訪問看護の提供にあたり、かかりつけ医の指示の下で訪問看護の計画に基づき利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の動作能力の拡大に資するように行います。
- 二、訪問看護の提供にあたり、常に利用者の病状、心身の状況把握およびそのおかれている環境の把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。
- 三、訪問看護の職員は、主治医の指示の下に、それぞれの利用者に応じた訪問看護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容について説明を行います。
- 四、訪問看護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成を行います。

6. サービスの内容

訪問看護ステーションが行うサービス内容は次のとおりです。

事項	内容
病状・障害の観察	体温・脈・呼吸・血圧等の測定、皮膚や呼吸、身体機能等の観察を行います。
清拭・洗髪等による清潔の保持	部分浴・清拭・洗髪・入浴の介助や介護方法の指導、入浴用品の紹介や取り扱いの説明を行います。
褥瘡の予防・処置 介護用品の紹介	創・スキンケアに関する処理。褥瘡予防方法や予防寝具用品等の紹介や説明を行います。
リハビリテーション	日常生活能力及び心身機能維持・向上に加え、生活範囲の拡大や趣味活動などを通じた活動性の向上、介護の方法の指導、福祉用具・住宅改修のアドバイスなどを実施いたします。
ターミナルケア	在宅における老衰、癌、慢性疾患の終末看護、みとりのお手伝いと介護指導を行います。
認知症患者の看護	老人性認知症やアルツハイマー、脳血管性認知症の在宅での介護方法や説明、見守りのお手伝いをいたします。
療養や介護に対する相談及び援助	衣住環境や生活習慣、家族構成による介護の悩みや問題等さまざまなご相談に対応いたします。
医療ケア	胃瘻、膀胱留置カテーテル、IVH、気管切開、在宅酸素、人工呼吸器等の医療器具の管理と取り扱い又は家族への指導を行います。
その他医師の指示による医療処置	在宅で可能な限り主治医より依頼された内容の処置を行います。

7. サービス内容等に関する相談・苦情相談窓口

担当責任者：松尾博子（管理者・看護師） 江口 宏（リハビリ責任者：理学療法士）

利用時間：（月～金）午前8時30分より午後5時まで

（土曜日）午前8時30分より正午まで

（休み）日曜日、祝日、12月30日より1月3日まで

相談場所：ホームケアサポートセンター相談室

ご利用方法：電話 096-345-8112（代）

訪問看護の場合：内線 7307 訪問リハビリの場合：内線 7309

尚、詳細につきましては、別添をご参照ください。（様式6号）

8. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証をご提出ください。
- (2) 介護保険被保険者証の更新時、又は変更時には、改めてご提出ください。
- (3) 利用者間、職員への金品の受け渡しはご遠慮下さい。
- (4) キャンセルが必要となったときは、早めにご連絡下さい。

9. 個人情報保護・守秘義務

職員は、業務上知り得た利用者又はご家族の情報を漏らすことがないよう心掛けております。尚、よりよい在宅生活での支援が出来ますよう、サービス担当者調整会議等での情報提供にあたり個人情報を提供する場合があります。又、個人情報保護につきましては「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って個人情報保護を遵守しております。

10. 事故発生時の損害賠償

サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、ご家族、市町村、居宅介護支援事業者等へ連絡を行い必要な措置を講じます。

11. 契約解除の条件

法令違反又はサービス提供を阻害する行為を行い、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなくサービスの提供が困難になった場合、7日間以上をもって解除を行う場合があります。その際は、前もって主治医、居宅介護支援事業者、市町村等と協議し必要な援助を行います。

12. 利用料金について

(1) 利用料金の請求方法

月末締め翌月のお支払いとなります。毎月10日前後に前月分の請求書を職員が配布いたします。

(2) 利用料金のお支払い方法

一、職員とのトラブル防止の為、口座振替をお願いいたしております。ご協力お願いいたします。尚、翌月の20日に前月分を口座振替させていただきます。

手続きは訪問スタッフにお問い合わせください。

対象となる金融機関は下記の通りです

肥後銀行、熊本銀行、熊本信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫、熊本県信用組合、九州労働金庫、熊本県信連、熊本県内農協（JA）、ゆうちょ銀行

二、振込を希望される方は毎月10日前後に前月分の請求を致します。30日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。送金後は清雅苑事務所までご連絡ください。

肥後銀行 北熊本支店

普通預金口座（口座番号 1663158）

口座名義 シカイリョウホクジン ジュリョウカイ リジチョウ ヨネツ コウチノ

社会医療法人 寿量会 理事長 米満 弘一郎

清雅苑事務所：096-345-8112（代）内線7112.7113

三、窓口のお支払いを希望される方は月末までに清雅苑1階事務所にてお支払い下さい。

四、訪問の際、ご自宅以外での駐車料金やその他医療処置等で必要となるプラスチック手袋や衛生材料等におきましてはご利用者の負担となります。

五、ご利用料金のお支払について、2ヵ月以上滞納した場合は、3月目にお支払の有無を確認し、ケアマネージャーと情報を共有し、サービスのご利用を控えさせていただく場合がございます。

六、利用料の詳細は、別紙利用料金表をご参照ください。

年 月 日

指定訪問看護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。
訪問看護ステーション清雅苑

説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護の提供開始に
同意しました。

利用者住所 _____ 氏名 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用申込者
又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

(様式6号)

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所または施設名	訪問看護ステーション清雅苑
申請するサービスの種類	指定訪問看護

措置の概要

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設・行政の窓口（連絡先）、担当者の設置

○常設窓口

〒860-8518

熊本市北区山室6丁目8番1号 電話096-345-8112 FAX096-345-8188

担当責任者 松尾 博子（管理者・看護師） 江口 宏（リハビリ担当者・理学療法士）

時間 8:30～17:00（月曜日～金曜日）

8:30～12:00（土曜日）

（日曜及び12月30日～1月3日まで休み）

場所 医療連携部・相談室

相談 苦情等に対する常設窓口として2名体制で担当者を置いている。

○行政窓口

〒862-0911

熊本市東区健軍1丁目18番7号 電話096-214-1101 FAX096-214-1105

担当 熊本県国民保健団体連合会 苦情相談窓口

時間 8:30～17:00（月曜日～金曜日） 土・日曜日・祝日は休み

〒860-8618

熊本市中央区手取本町1-1 電話096-328-2347 FAX:096-327-0855

担当 熊本市健康福祉局 高齢者支援部 介護保険課

時間 8:30～17:00（月曜日～金曜日） 土・日曜日・祝日は休み

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

① 窓口および電話で受けた苦情については、受付した担当者が苦情処理用紙に記載する。その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡をして、苦情内容を整理し、苦情処理の結果を利用者に伝達する。

② 苦情の内容により苦情責任者の判断で苦情処理小委員会、あるいは苦情処理委員会もしくは苦情処

理拡大委員会を招集し、苦情内容を検討する。内容の調査後、再び該当する委員会を開催し、解決策、処理方法の検討を速やかに行う。調査や、検討にやむを得ず時間がかかる時は中間報告を行う。改善が必要な場合は早急に対応し、苦情等に対する改善、対処後に申立人に対し報告をする。

- ③ 当該事業所内で解決が困難な場合は、あらかじめ保険者の立会いのもと、利用者との話し合いを行い解決する。
- ④ ③で解決が困難な場合は、当該苦情を国民健康保険団体連合会に苦情申し立て出来る旨を伝え本人が国民健康保険団体連合会に対し、苦情申し立てを希望する場合には、それに協力する。
- ⑤ 上記①から④の処理内容を記録し、再発防止策を作成するとともに、利用者に対して再発防止策を提示するとともに、職員に対する指導を徹底する。

3. その他参考事項

毎朝のミーティング等で確認を行い、職員に対し定期的な研修や勉強会等を開催し、普段から苦情が出ないようなサービス提供に心がける。

※各委員会メンバー

苦情処理小委員会：野尻晋一（ホームケアサポートセンターセンター長）、木村浩美（ホームケアサポートセンター副センター長）、松尾博子（訪問看護ステーション清雅苑管理者）、江口宏（リハビリ担当責任者） 窓口受付担当者

苦情処理委員会：野尻晋一（ホームケアサポートセンターセンター長）、木村浩美（ホームケアサポートセンター副センター長）、松尾博子（訪問看護ステーション清雅苑管理者）、江口宏（リハビリ担当責任者）

草野暁子（介護老人保健施設清雅苑事務部長）、大久保智明（リハビリ課長）

苦情処理拡大委員会：上記苦情処理委員会に事業者（社会医療法人寿量会）理事及び理事長が参加

訪問看護ステーション清雅苑 利用料金表（介護保険）

訪問看護費

訪問看護費は、主治の医師の判断に基づいて交付された指示書の有効期限内に看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問看護を行った場合に算定します。

一、基本利用料

所要時間によって利用料が異なります。以下は1回当たりの自己負担金額です。

内 容	【看護の場合】			内 容	【リハビリの場合】		
	1割の方	2割の方	3割の方		1割の方	2割の方	3割の方
所要時間30分未満	471円	942円	1,413円	所要時間 20分	298円	596円	894円
所要時間30分以上 60分未満	823円	1,646円	2,469円	所要時間 40分	588円	1,176円	1,764円
所要時間60分以上 90分未満	1,128円	2,256円	3,384円	所要時間 60分	793円	1,586円	2,379円

二、加算料金

項 目	料 金			内 容	
	1割の方	2割の方	3割の方		
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6円/回	12円/回	18円/回	看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上を配置しております。	
緊急時訪問看護加算	（Ⅰ）	600円/月	1,200円/月	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対し24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算いたします。	
	（Ⅱ）	574円/月	1,148円/月		1,722円/月
特別管理加算	（Ⅰ）	500円/月	1,000円/月	特別な管理を必要とする利用者（厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算いたします。	
	（Ⅱ）	250円/月	500円/月		750円/月
長時間訪問看護加算		300円/回	600円/回	900円/回	特別管理加算の方に対し1回の時間が1時間30分を超える訪問を行った場合に加算いたします
複数名訪問加算（Ⅰ）	30分未満	254円/回	508円/回	762円/回	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、同意を得て次のいずれかに該当する場

	30分以上	402 円/回	804 円/回	1,206 円/回	<p>合に加算いたします。</p> <p>①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問が困難な場合</p> <p>②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為が認められる場合</p> <p>③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずる場合</p>
初回加算	(I)	350 円/月	700 円/月	1,050 円/月	新規の方に対して、退院した日に訪問した場合に算定いたします。
	(II)	300 円/月	600 円/月	900 円/月	上記以外で、訪問看護を提供した場合に算定を行います。
退院時共同指導加算		600 円/月	1,200 円/月	1,800 円/月	病院等に入院されている方に対して、主治医と連携して在宅生活における指導を行った場合に算定いたします。
看護・介護連携強化加算		250 円/月	500 円/月	750 円/月	訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な方に訪問介護員に対して助言等の支援を行った場合に算定いたします。
ターミナルケア加算		2,500 円/月	5,000 円/月	7,500 円/月	在宅で亡くなる前の14日以内に2日以上ターミナルケアを実施し、主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制について説明し同意を得て、サービス提供を行った場合に加算いたします。
遠隔死亡診断補助加算		150 円/回	300 円/回	450 円/回	主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合に算定いたします。
口腔連携強化加算		50 円/月	100 円/月	150 円/月	事業所と歯科専門職の連携の下、口腔の健康状態の実施、及び情報提供を行った場合に算定いたします。但し、歯科医療機関は訪問診療料を算定していること
訪問回数減算		-8 円/回	-16 円/回	-24 円/回	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超過している場合又は特定の加算を算定しない場合に減算いたします。
①夜間加算・②早朝加算・③深夜加算		<p>①と②は所定金額に25/100を加算いたします。</p> <p>③は所定金額に50/100を加算いたします。</p>			

三、その他

ご請求は月末締め翌月支払いとなっております。トラブル防止の為、口座振替をお願いしております。

ご協力をよろしくお願いいたします。

2024. 6. 1 改